



神奈川県

2025年12月19日

若者向け臨時号

かながわ  
消費生活

# 注意・警戒情報

「簡単に稼げる！」「ビジネスでもうかる！」え？でも、最初にお金払うの？？  
**～アルバイトやビジネスをかたった悪質商法に注意～**

## 相談事例

- サークルで知り合った友人から「スマートフォンを代理で購入するアルバイトがある。後日、購入代金と併せてアルバイト代が振り込まれる。」という仕事を紹介された。言われたとおり最新のスマートフォンを購入し、その場で友人から紹介された人に渡したが、その後連絡がとれなくなり、お金も振り込まれない。
- SNSで「1日10万円稼げる」という広告を見て、無料通話アプリで連絡を取ると、「すぐ元がとれる」と100万円のサポートプランを勧誘された。払えないと言うと、消費者金融から借りる方法を指南され代金を支払った。もうからないので解約したい。



**「もうかる」「簡単に稼げる」ことを強調する広告や話は  
まず疑いましょう！**

- ◆ 簡単に高額収入を得られたり、必ずもうかる話はありません。高額なマニュアルの購入やサポート契約を勧誘されたり、話が違うと思ったらきっぱりと断りましょう。
- ◆ 本当に「簡単に稼げる」仕事や投資なら、他人には教えません。
- ◆ 「お金がない」と断ると、クレジットカードの高額決済やリボ払い、借金、高価な商品のローン購入を勧められることがあります。すぐに元が取れると言われても、借金をしてまで契約をしないようにしましょう。
- ◆ スマートフォンなどの通信機器は本人またはご家族が使用する目的以外で購入し、それを転売することは法律で禁止されています。悪用され、思わぬ犯罪に巻き込まれる恐れもあります。



成年年齢は18歳となりました。

未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、未成年取消権によって契約の取消しが可能な場合がありますが、18歳(成年)になって結んだ契約は取り消すことができません。契約は慎重に行いましょう。



契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

**消費者ホットライン**  
トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし

いやや  
**188番**

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。  
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課(045-312-1121)へお問合せください。



国民生活センター  
公式LINE  
はこちら▶▶▶



# 若者のための消費者被害特別相談のお知らせ

若者の消費者トラブルに関する相談に、消費生活相談員がお答えします。

○日時 令和8年1月13日(火)、令和8年1月14日(水)

各日 午前9時30分～午後5時まで

○方法 電話 相談電話：045(311)0999

○対象 神奈川県内に在住、在勤、在学の原則29歳以下の方



## 暮らしのレスキューサービス※に注意！

※トイレ・水漏れ修理、鍵の開錠、害虫駆除等の暮らしの緊急事態に対処するサービス

### 相談事例

- 出かけた先でバイクが動かなくなり、インターネットで検索した業者にレッカー移動を依頼。作業代金が高額だったため断ったが、事前に説明のなかったキャンセル料を請求された。
- 住居に害虫が出たため、インターネットで検索した業者に駆除を依頼。広告では数千円と書いてあったが、高額な金額の請求をされた。支払いたくない。クーリング・オフできるか。



- インターネット検索で上位に表示された事業者が高評価で信頼できるとは限りません。
- 広告の表示や電話で説明された料金を鵜呑（うの）みにしないようにしましょう。
- 本当に今すぐに必要なサービスかよく考えましょう。
- 契約する場合は複数社から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。
- 緊急を要するトラブルの発生に備え、事前に情報を収集しましょう。
- 料金やサービス内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう。

### クーリング・オフの対象について

- 訪問販売による取引は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則として、無条件で契約解除ができます。
- 消費者から事業者の訪問を求めた場合は、クーリング・オフが認められないことがあります。消費者がもともと高額な代金を支払う契約をする意思はなかったといえる場合は、クーリング・オフが認められるケースがあります。
- まずは消費生活センターに相談してください！



困ったときは、  
一人で悩まず  
地元市町村の  
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局  
くらし安全部消費生活課  
相談第一グループ  
かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP X (旧 Twitter)